

公立高等学校配置計画地域別検討協議会 傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は、各学区とも10名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 写真(静止画の撮影)、又は動画の記録(保存)及び録音をすること。
ただし、主催者の特別な許可を得た場合はこの限りでない。
 - (2) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
 - (3) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 3 傍聴人が前記2の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人に退場していただくことがあります。
- 4 オンライン会議では、傍聴人が前記2の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その指示に従わないときは退室していただくことがあります。
- 5 通信回線や機器の不具合により、傍聴者に不利益が生じたとしても、本協議会はその責を負いません。
- 6 傍聴人は主催者の指示に従わなければならないこと。